

新道新河岸争論の分析

—布施村、木野崎村と瀬戸村河岸出入に境通六ヶ宿追訴一件を通して—

松丸明弘

はじめに

関宿を起点として東南東に利根川、南南西に江戸川が流れるこの地域一帯は、水運が交通の主要な手段となっていた近世においては、新道新河岸が多数出現した地域である。近世中期の農民的商品流通の展開の中で、銚子方面から川舟で利根川をのぼり、関宿関所を通過して再び江戸川をくだり、江戸へ向かうという運送経路よりも利根川右岸の村で一度陸揚げして、そこから陸路を馬で付け通し、再び江戸川で舟に積み替え、江戸へ向かうという運送経路がとられるようになつた。そのため利根川筋あるいは鬼怒川筋から江戸川筋にむかう陸路とそれに付随する河岸が公認・非公認を問わず、多く出現するようになる。そしてそれが近世中期以降のこの地域一帯の物流の特色である。そして新たな新道新河岸が出現することによって、他の流通路との運送品の争奪をめぐり、一件争論が頻発する。本稿で主に使用する布施村の河岸で荷宿を經營していた後藤家に伝わる河岸関係文書のほとんどがこの争論関係文書であることも、運送品の争奪をめぐる熾烈な争いがあつたことを物語ついている。

本稿では、こうした新道新河岸と呼ばれる新しい流通路の出現の具体像を争論関係文書を通じて考察する。具体的にどのような河岸がこの地域に生まれ、それが他のどのような流通経路と摩擦や軋轢が生じたのか。また争論において何が争点となっていたのか。争つて勝ち得たものは何か。などについて布施村にあっては、布施河岸から陸路で流山の加村の加村河岸に通じる流通路の成立に関わる争論を通して考えていくたい。

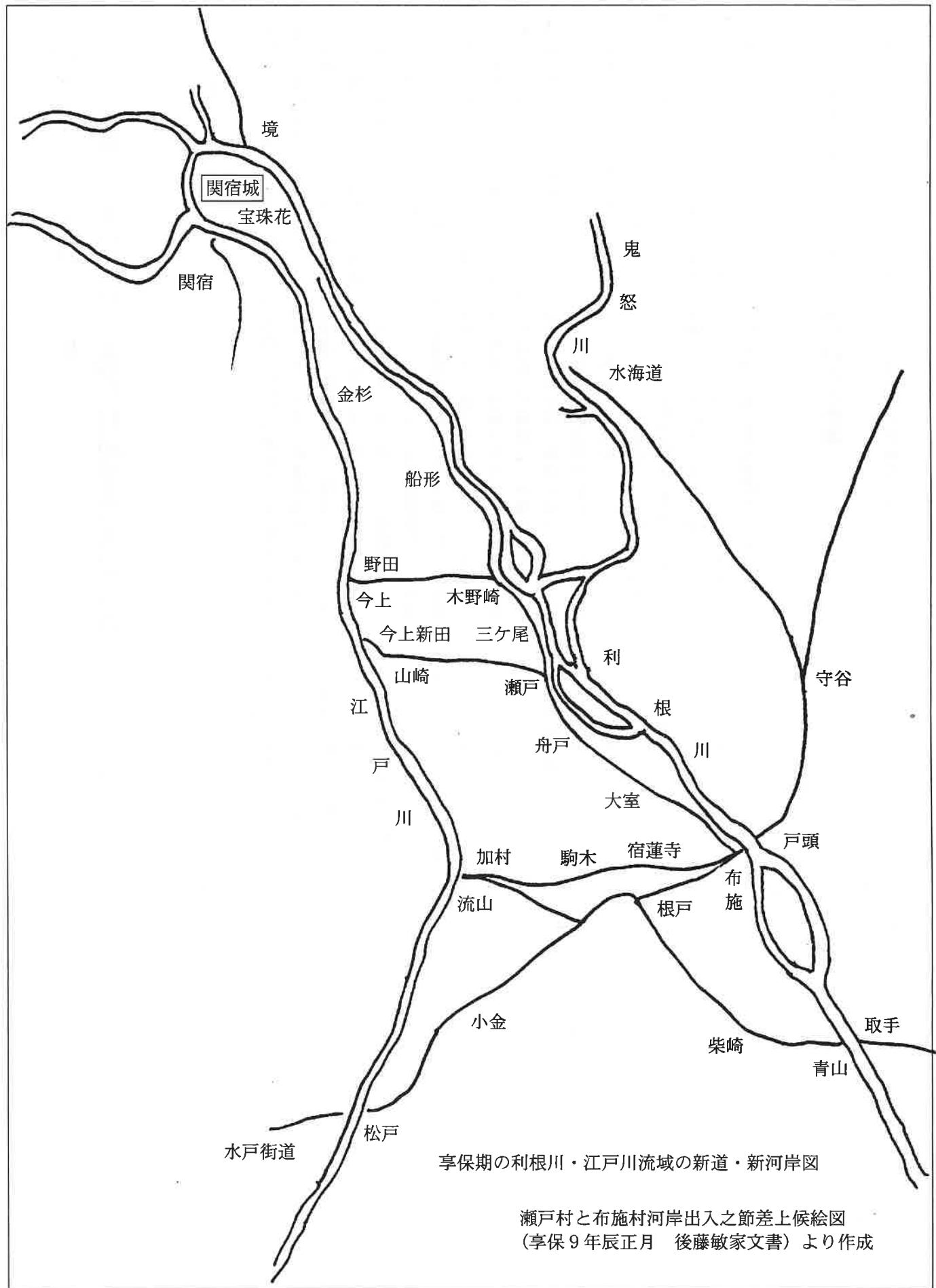
一 布施河岸の公認をめぐる瀬戸村との争論

実はここでは、布施河岸は吟味の対象になつていらない⁽²⁾。川名登氏によれば、この元禄期に領主的ルートが成立しており、例えば関東水系だけでも八六ヶ所の河岸が記載されることを指摘している⁽³⁾。また類似の史料が河岸側からも見つかっており、その代表的な史料として元禄三年（一六九〇）の「国々所々御上米運賃改帳」（伊能康之助家文書）を紹介している⁽⁴⁾。この史料においても布施河岸は記載されていない⁽⁵⁾。元禄三年の時点では布施河岸は、この地域の天領の年貢米である城米の輸送には使用されていなかつたものと考えられる⁽⁶⁾。年貢米輸送のための河岸吟味であるということについて、史料には関宿藩領の境河岸を始めとして、多くの藩領、旗本領が支配地域である河岸が掲載されていることが指摘されており、元禄期に河岸として機能していたものはすべて掲載されたものである可能性もある。

また、布施・加村ルート以外の流通ルートが元禄期以前より活動している史実を丹治健蔵氏は、享保期以前の荷物付け越し出入りとして二件紹介している。一件は天和二年（一六八二）一月に境通の、この場合は先の六ヶ宿に山王河岸を加えた七ヶ宿が木野崎村・今上村を相手に荷物付け越しの訴訟を起こした一件、もう一件は貞享三四年（一六八六年）に境通六ヶ宿が大室村を相手に荷物付け越しの訴訟を起こした一件である⁽⁷⁾。この史実から考えると幕府の河岸吟味に掲載された河岸以外の河岸が存在していたとも考えられる。

では、布施河岸が公認された時期はいつだったのか。丹治健蔵氏はこの点に関するして享保九年（一七二四）の荷物付越出入りをもつて公認されたとしている⁽⁸⁾。享保六年（一七二二）から始まり享保九年（一七二四）に採決が下りた「布施、木野崎両村と瀬戸村河岸出入に境通六ヶ宿追訴一件」のことである。

この一件について、布施村に対する公認の内容を知る上で、また新道新河岸の流通ルートについての実態を知る上でも適当であると考え、史料を通して再度検討を加えたい。まず、布施村は、名主善兵衛が中心となり瀬戸村を相手取



り、享保六年（一七二二）六月二三日に相馬郡の本多領を統括する代官である鈴木勘藏のもとへ訴え出る。七月には、瀬戸村の領主である稻垣三左衛門に「乍恐以書付御訴訟申上候御事」として、

一右瀬戸村平内儀、此度新往還道取立申候而、下總ハ不及申上常陸、下野、

奥州筋之往来、江戸入之荷物引請、馬付仕送申候二付、

……（中略）……

一右之通瀬戸村平内新規ニ往還道取立、古来之道筋迷惑仕候ニ付、右新道相止候様ニ相断候得者、平内申候ハ、近在之荷物付送り候斗ニ而、別而

往還障りニ成申候儀無之旨相答申候而、下總、常陸、下野、奥州之荷物引請馬付為仕申候、右近在と申四ヶ国儀道程り三四拾里或ハ五拾里、又者百里余茂可有御座國々より出申候荷物をも近在荷物と偽り、我僕ニ馬付為仕迷惑ニ奉存候御事⁽⁹⁾

と瀬戸村の名主である平内が近在荷物であると偽り、常陸や奥州などからの荷物を引請け、馬で付け送りしているとして訴え出ている。この書付は江戸にある瀬戸村領主の稻垣三左衛門の屋敷に届けられるが、三左衛門は病で臥せつてゐるとして、取り上げて貰えず、本多領代官のもとへ訴え出ることとなつた。では瀬戸村から揚げられた荷物は、どこに付け送りされていたのか。これは、今上村ではなくそのすぐ南に位置する西深井下谷新田に付け送つていていた事が判明し、新田側から「覺」として次の文書を布施村に提出している。

依之右瀬戸村新かしより揚候荷物、当村之者共附送候儀ハ勿論、歩行荷

物ニ而茂一切携申間敷由、御役所被仰渡証文差上申候⁽¹⁰⁾

この点に関して、西深井新田は、布施村と同じ本多領であり、荷を付け送るのは瀬戸村の馬であつたはずで、西深井新田の村にとつては、この「覺」は痛くも痒くもなかつたはずである。また当時代官であつた鈴木勘藏は、瀬戸村の付け送り先が同じ本多領の村であつた事に対して、「差上申一札之事」として勝手に荷を付け送りしない旨の一筆を江戸川沿いの本多領の各村々に差し出させている。⁽¹¹⁾

二 爭論における布施村と瀬戸村の主張

また、瀬戸村の平内があくまで近在の荷物の付け送りであると主張していることで、「近在」という概念が問題になつてゐる。鈴木勘藏からの問い合わせに対し、木野崎村と布施村では異なる返答がなされ、布施村では返答に苦慮している。木野崎村の返答内容は「御尋ニ付口上之覺」の中で「木野崎村より申上候ハ近在と申候筋ハ常陸、水戸、那須領辺近在之由申上候」とかなり広範囲を指定してゐるのに對して、布施村では、「御尋ニ付申上候事」として以下の返答をとっている。

一在所より近在と申道程り之儀何程之所を近在と申候哉有駄ニ可申上旨御尋ニ御座候、拙者共奉存候ハ其所より老里之場又ハ三四五里之間近在と申候而可然様ニ奉存候⁽¹³⁾

一里から三～五里的範囲といえど利根川と江戸川に挟まれたこの三角地帯を運搬できる範囲でしかない。布施村側の返答は、利根川と江戸川に挟まれたこの三角地帯の外部から流入してくる商荷物を他の流通ルートに奪われまいとする意図が伺われる。木野崎村が「近在」に示す範囲を広範囲に指定してきた理由は、布施村の名主善兵衛が代官鈴木勘藏に宛てて差し出した「口上之覺」の以下の内容から知ることができる。

……（前略）……然所ニ木ノ崎ニ而水戸領、那須領辺荷物を近在と申候而越申候へ共、御一領之儀故奉遠慮不申上候所ニ、又々瀬戸村ニ而右之荷物付越申候ニ付、布施村江懸り申候荷物透と參不申候、依之惑ニ奉存瀬戸村之儀ハ御訴訟申上候、……（後略）……⁽¹⁴⁾

木野崎村は実は瀬戸村以前より遠国からの付け通しをおこなつており、布施村はこの行為を知つていたが「御一領」であるということで見逃していたというのである。ところが、瀬戸村も同じ遠国付け通しを始めるようになり、これはもう見過せないとしている。

このような状況のなかで埒が明かないまま享保八年（一七二三）一〇月になるとさきに別の新河岸が参入してきることが判明する。布施村から代官鈴木勘藏に宛てて出された「乍恐以書付奉願上候事」には、

……（前略）……今以相止不申其上又候川上船形村、三ヶ尾村右両村ニ而此度新河岸相企諸荷物引請附送り仕候ニ付、布施村江荷物一切相懸り不申

惣百姓迷惑仕候、……（後略）……⁽¹⁵⁾

と瀬戸村ばかりでなく川上にある船形村と三ヶ尾村も新河岸を企てていると報告している。こうして次々と出現する新河岸・新道に対し、これを阻止すべく享保八年（一七二三）一二月に布施村は木野崎村と連名で瀬戸村を奉行所に訴え出る。そして享保九年（一七二四）一月二一日に評定所対決の運びとなつた。

ここまで段階で、布施村側の主張は理解できたと考えられるので、瀬戸村から奉行所に宛てて提出された「乍恐以返答書申上候」から瀬戸村側の反論する内容について、これも長文なので論点とされる部分だけを抜き出し検討していきたい。まず、

……（前略）……瀬戸村河岸与申候者、先年御料地之節より当御地頭迄川役之御年貢御物成年々急度上納仕り、其外御公儀様御役人様方御通之節ハ無滞御用相勤來候、其上御年貢米津出仕又ハ近在より出候荷物舟揚付送仕候處、布施村往還馬付之障リ罷成候旨偽を申上候、私共之瀬戸村河岸与申候者年久しき河岸ニ而、御用之義者不及申上近在向寄之商人荷物舟揚并付送り仕、その助力を以村中惣百姓川役御年貢上納仕来候御事、……（後略）……⁽¹⁶⁾

として決して新河岸ではないと主張している。また領主に納めている年貢が河岸運上ではなく川役年貢であるとする部分が問題であるが、この点については、

……（前略）……瀬戸村川下ニ獵師數多出来候故鮭、鯉杯もとり不申候ニ付……（中略）……近在之荷物舟揚付送之賃錢ニ而川役之御年貢上納可仕旨被仰付候⁽¹⁷⁾

として、「近在之荷物舟揚付送之賃錢」で川年貢を上納していると答えている。

瀬戸村から江戸川沿いへの流通ルートに関しては、

一布施村、木野崎村之もの共より瀬戸村ニて新道、新川岸相立候与申懸候得共、瀬戸村より三ヶ尾村、山崎村、今上村、右の村々道筋古来より有來、道橋其外少しことも新法之儀毛頭不在候、勿論私共川岸之義も先年より有來候通新規ニ取立候ニハ無御座候⁽¹⁸⁾

として瀬戸村よりも三ヶ尾村から山崎村・今上村に続く道も古来からのものであるとし、瀬戸村河岸も新規取り立ての河岸ではないとしている。

次に享保五年（一七一〇）に起こった境通六ヶ宿との争論を取り上げている。

「三ツ堀村新河岸取立ニ付境通故障一件」のことである。この争論は、三ツ堀村の作兵衛父子が瀬戸村の平内と相談の上で瀬戸村地内に新河岸を立て、鬼怒川下り荷物の付け通しをしていることを境通六ヶ宿が公儀に訴えようとした事件である。境通六ヶ宿とは下総国結城郡上山川河岸、同国同郡大木町、同国猿鳴郡諸川町、同国同郡仁連町、同国同郡谷貝町、同国同郡境河岸のことである。

鬼怒川からの下り荷は上山川河岸もしくは山王河岸に陸揚げされ、それより大木町・諸川町・仁連町・谷貝町と馬による継ぎ立てにより境河岸に運ばれ、こより船積みして江戸に送るという流通ルートである。この争論では、評定所に願い出される前に三ツ堀村の作兵衛と瀬戸村の平内が一方的に謝罪するという形で決着がついている。三ツ堀村の作兵衛は、「自今以後衣川より積下ケ候荷物者不及申何荷物ニよらず私村ニ而船揚馬附會而致間敷候」とまた瀬戸村の平内も「此末ニ於テハ境通之諸荷物毛頭船揚附越急度致間敷候」と謝罪している。

なおこの一件で当初瀬戸村・三ツ堀村と同様に嫌疑をかけられた木野崎村は、本件に關係のないことが判明し「向後弥々如古来近在荷物附送り、奥州筋之荷物之儀者少も附送申間敷候」として、近在荷物の付け送りを境通六ヶ宿に承認させている。瀬戸村は、一方的に謝罪したこの一件の史実をもつて新河岸でないと主張するのであるが、これには首肯しがたい。しかし、瀬戸村はこの時に遠国付け通しが認められなかつたにもかかわらず、それ以後は、布施村が瀬戸村に取つて代わり「新法ニ奥荷物舟揚付送り仕候」⁽¹⁹⁾と新規に遠国荷物の付け通しをおこなつてゐると逆に批判している。そして、

……（前略）……就夫近在之荷物迄瀬戸村之河岸を漬し、布施村ニて不残

引請付送り可仕与惡事を巧ミ、木野崎与申合我僕成御訴訟申上、布施村ニて出羽、奥羽之商人荷物古来より付送り候与申上候ハ皆偽ニ御座候

と批判している。ここにおいても繰り返し述べられているようにあくまで瀬戸村は、付け送りしている荷物が「近在」の荷物であるとして譲らないのである。この訴訟には、大きく二つの争点がある。村として年貢を完納し公儀御用を貫徹しているという前提で、

①近在の荷物の付け送りは許される範囲であるが、この「近在」の示す範囲をどこまでとするのかという範囲の問題

②いすれが「古来」より付け通しをおこなつていたのかという史実確定の問題

題

といふ二点に絞られている。

三 境通六ヶ宿の追訴へ

この争論は評定所の採決により布施村・木野崎村と瀬戸村の間で結論が出されたかに思えた矢先に、今度は享保九年（一七二四）一月に境通六ヶ宿が追訴してきたのである。今まで布施村・木野崎村対瀬戸村であったのが境通六ヶ宿対布施村・木野崎村・瀬戸村と広がつたわけである。境通六ヶ宿が奉行所に提出した「乍恐以書付奉願上候御事」には、

……（前略）……然所瀬戸村、木野崎村、布施村右三ヶ村ニテ新道取立奥筋下野・常陸・下総・右諸荷物関宿御関所を不通候故、御改を不請昼夜我僕ニ漕送り仕候間、右之荷物境河岸通り江懸り不申候故、境河岸通宿々之者共及困窮往還御用相勤可申様無御座難義仕候御事

として、瀬戸村、木野崎村、布施村の三ヶ村では、関宿関所を通らず抜け荷同然の付け送りしていると糾弾している。

そして、境通六ヶ宿側でも享保五年（一七二〇）に起きた「三ツ堀村新河岸取立ニ付境通故障一件」のことを取り上げている。境通六ヶ宿側は、この一件があつたにもかかわらず

……（前略）……右布施村・木野崎村之もの共瀬戸村を相手仕及違論、御公儀様迄罷出候由急ニ承知仕候間、私共驚入右布施村名主・木野崎村名主・瀬戸村へ相断、如此先例之義御訴罷出候事³³

と驚き、追訴したとしている。また「三拾八年以前」に大室村が花輪村に新道を作り、荷の付け通しをしたとして、この一件の時も

……（前略）……大室村之者共へ御しかり之上付越之義急度相止メ可申旨被仰付、境河岸通之義者前々之通運漕可仕之旨被仰付、其上御証文迄被下置頂戴仕罷有由候、……（後略）……³⁴として、大室村の新河岸は取り潰しになつたとしている。

さらに境通六ヶ宿側は布施村に関する次の事実を提示している。

「廿式年以前未ノ年」とは元禄一六年（一七〇三）であり、この時に江戸と庄内領商人が布施村に新規の町家を設置しようとしたとしている。これも境通六ヶ宿と競合する鬼怒川下り荷物と考えらるが、これも公儀より却下されたとするものである。

北原糸子氏は享保期から寛政期にかけての布施河岸の他村との出入りが明確に二つの期間に区分されるとしている。³⁵第一の時期は享保五～八年（一七二〇～三三）まで、それは新河岸設立をめぐり隣接諸村が対立抗争する時期として捉えている。第二の時期は、それ以後の元文～寛政期までで、これは江戸町人、他領商人が台頭して来る所に特色があるとしている。この時期区分から言えば、元禄期にすでに新しい流通路の有効性に着目し、これを開拓しようとする商人の存在が伺える。

この境通六ヶ宿のこの追訴に對して布施村側が反論している。「乍恐以書付御訴訟申上」として、まず関宿の関所を通さずに荷の付越しをしているとした点に對しては、

……（前略）……布施村より付越し加村、流山より舟積ニ而江戸入津荷物之分ハ中川御関所ニ而御改被遊候、然上ハ乍恐抜ケ荷ニハ不奉存候、……（後略）……³⁶

として、中川の関所で改められてるので問題はないとしている。「江戸入津」の荷物は、行徳から西に繋がる水路で中川に入り江戸日本橋方面へ向かう。江戸に入るためにはこの中川にある関所を通過しなければならないというわけである。また、布施村が新河岸であるという境通六ヶ宿側の意見に對しては、

……（前略）……布施村之義往還馬次之川岸ニ而御座候處、新河岸之旨申上候段理不尽千万ニ奉存候、其上衣川より積下ケ候荷物布施村ニテ近年付送り候旨六ヶ宿之もの申上候、布施村之義境六ヶ村同前ニ而往還ニ御座候、

一布施村之義出羽、奥州筋往還之川岸与申候義偽ニ御座候、廿式年以前未ノ年ニも江戸松川町次郎兵衛と申すもの、庄内領中嶋村庄左衛門と申者布施村川端ヘ新規之町屋を取立申度由ニ而、境川岸通之もの共へ衣川を積下ケ候諸荷物一切舟揚ケ仕間敷旨之証文差出候上ニ而右新規町屋之願御公儀様へ奉願候得共、……（中略）……新規之願相立不申由急度被仰付候御事³⁷

……（中略）……布施村之義も往還馬次二御座候上ハ、縦有来不申候共懸ケ來候ハゝ付送リ可申筋与存候……（後略）……⁽²⁸⁾

として、布施村も境通六ヶ宿と同じく「往還馬継ぎの場所」であるとしている。布施村は、前述したように元和二年（一六一六）に幕府から指定された七里ヶ渡しの渡船場があり、対岸の戸頭村から守谷・水海道・下妻・下館と北へ通じる通称「笠間通り」と呼ばれる脇往還の繼立村であった。脇往還とは、脇街道または脇道などと呼び、道中奉行支配の五街道とその付属街道以外の街道のことである。この脇往還の宿駅でも、人馬を用意して、公用の貨客は無賃または御定賃錢、それ以外は相対賃錢で継ぎ送り、旅宿で公定の宿賃をとつたことなど五街道と変わりはない。⁽²⁹⁾ この布施村の訴文を読むかぎりでは布施・加村ルートも笠間通りと呼ばれる脇往還と一貫して繋がつていてるルートであるよう理解できる節があるが、水戸街道を小金宿を過ぎ、柏村、呼塚村と過ぎて、次の根戸村の所で北側に直角に繋がる方角で脇往還はできており、従つて布施村から南に向けて水戸街道と繋がる道が脇往還の本筋であり、布施村から西へ向かう布施・加村ルートは脇往還の延長線上にはないのである。確かに双方ともに「往還馬継ぎの場所」ではあるが、境通六ヶ宿の方は自らの脇往還によつて荷物を付け送りしているのに対し、布施村では脇往還を使わずに鬼怒川から利根川に入つてくる商荷物を直接荷揚げしてこれを布施・加村ルートを利用して江戸川方面に付け送りしているのである。この点で商荷物の輸送ルートとして、境通六ヶ宿と布施村とでは、「往還馬継ぎの場所」としての役割がまったく異なるものである。この答弁は、布施村にとつては極めて苦しいものであつたと言わざるを得ない。

四 評定所の判断

こうして複雑な様相を呈したこの争論も享保九年（一七二四）四月に裁決が下りた。裁決の内容がどのようなものであつたのか。「差上申一札之事」から、これも長文であるが、重要な部分を抜き出して紹介したい。

まず瀬戸村と木野崎村については、
……（前略）……瀬戸村河岸之儀布施、木野崎より新河岸新道と申立候得

共、右道筋御吟味ニ成候處新道ニ而無之、前々より有来リ候作場道ニ無粉、河岸之儀も拾四五五年以來近在荷物ハ河岸場いたし附候書物も有之上者、新道新河岸与申段難立候、雖然瀬戸并木野崎ともニ去ル子年出羽、奥羽より

道新河岸與申段難立候、雖然瀬戸并木野崎ともニ去ル子年出羽、奥羽より出候荷物河岸揚致候事ニ付、関宿領六ヶ宿与及出入、其節木野崎、瀬戸両村共ニ右国々より出候荷物ハ河岸場不仕筈ニ証文入置候上者、自今木野崎、瀬戸村両村ハ右証文之趣可相心得候、……（後略）……⁽³⁰⁾

として、瀬戸河岸と木野崎河岸の双方について遠国荷物の付け越しは認められないが、「近在」の荷物の付け越しは今まで通りおこなつてよいとする判断が下されている。また新道新河岸は認められるものではなくあくまで違法行為であると幕府は判断していることが行間から読み取れる。

また布施村に対するは、

……（前略）……布施ハ古来より荷物揚下シ仕候帳面書付有之、其上松戸、小金筋より笠間道者馬継もいたし來候所ニ候得者、旁以只今迄之通ニ可相心得候、……（後略）……⁽³¹⁾

として、何のお咎めもなく、今まで通り遠国荷の付通しが認められている。

また、三ヶ尾村に対するは、

……（前略）……三ヶ尾村七郎兵衛義ハ新河岸取立新規ニ馬継も致候段無粉条、右河岸揚附送共ニ可相止之……（後略）……⁽³²⁾

として、河岸業務を一切認めないとする厳しい裁定がなされている。

そして最後に境通六ヶ宿が、関宿の関所で改めを受けずに江戸に荷を送つているという申し立てに対するは、
……（前略）……惣而関宿川筋江懸リ不申候共、中川御関所ニ而御定法之通急度御改メ有之ニ付、抜通り候筋曾而無之申処難相立候⁽³³⁾

と布施河岸側の言い分を認めた形の裁定がなされている。

以上、享保六年（一七二二）に始まり、三年以上に及び複雑な様相を呈したこの争論は、享保九年（一七二四）に評定所の判決によつて幕を閉じた。この争論に関わつた村や宿だけでも一〇以上にのぼり、この享保期においていかに商荷物の付け送りをめぐる熾烈な争いが繰り広げられていたのかが想像できる。

しかし、この裁決を検討してみると、前述した二つの争点がともに解決し、布施河岸は真に公認されたものと考えてよいのだろうか。この裁決文を読む限りでは、前述した二つの争点の①である「近在」をどう捉えるかという点に関しての判断がなされてはいなかつたと考えられる。この「近在」についての判断がなされて、布施村と瀬戸村と間で自他ともに認められるような共通認識がなされるのは、享保一八年（一七三三）に起つた「瀬戸村裁許違背出入一件」であろう。布施河岸に関する公認をめぐる問題に最終的に終止符が打たれたこの一件について、これも史料を通じてその概要を確認していきたい。

この一件も布施村が布施村側の代官である長甚内に訴え、瀬戸村側の領主である稻垣清右衛門にも訴え出たのち、埒開かずとしたのか奉行所に訴え出て、これも享保九年（一七三四）の時と同様に評定所対決の運びとなつた。

まず瀬戸村が享保一八年（一七三三）五月に評定所に提出した返答書である「乍恐以返答書申上候」からその内容を見ていただきたい。瀬戸村側は、

……（前略）……去ル辰年御裁許被為仰付候通り出羽、奥州より出候諸荷物之儀、瀬戸村河岸ニ毛頭河岸場仕候儀曾而不仕候、関宿六ヶ宿江相障り不申候隣国近在荷物斗河岸場仕附送り申候処、右布施村より出羽、奥州之諸荷物不残瀬戸村河岸江引請船揚仕附送り、御裁許相背申候由申上、何共不得意と迷惑仕候³⁴。

として、「出羽、奥州之諸荷物」は河岸には荷揚げせず、「隣国近在」の諸荷物ばかりを付け送つていると答え、布施村の今回の訴訟行為ははなはだ迷惑であるとし、あくまで、

……（前略）……依之ニ御裁許御証文之通急度相守、隣国近在之諸荷物斗船揚附送り仕候³⁵。

と主張している。この主張は裏を返せば「出羽、奥州之諸荷物」でなければ、すべてこれを「近在之諸荷物」として付け送りすることができるということであろう。

これに対して布施村は、享保一八年（一七三三）五月に奉行所に提出した「乍恐以書付を追御訴訟申上候」でつぎのように訴えている。まず、

……（前略）……瀬戸村之者共、出羽、奥州斗を相除キ其外常陸、下野邊荷物を辰年御裁許之節、附送候様ニ被為仰渡候趣以之外成儀申上候、辰年

御裁許書ニ境通六ヶ宿之者共委細申上候通り御書記被遊被下置候通、奥州并下野、常陸、下総右国々より鬼怒川を積下ケ候諸荷物一切請不申告之証文仕、境通江入置候ニ付、右証文之通相心得、近在之荷物斗積送リ可申旨瀬戸村江被仰付候御事³⁶。

として、瀬戸村側の主張は偽りであり、「辰年御裁許」つまり享保九年（一七三四）の争論の裁決で決まつたことは「奥州并下野、常陸、下総右国々より鬼怒川を積下ケ候諸荷物」は一切積み下げないといふ事ではなかつたのかとしている。そして、「近在」の範囲についてはこのように述べている。

近在与申候道法者五三里之間ヲ近在と申候様ニ乍恐奉存候、然所道法七八里之所ハ不及申上ニ、凡式拾里又者三拾里余茂御座候近国、遠方之所迄を近在と申紛³⁷。

として、「近在」というのは、三里～五里の範囲を指すものであり、瀬戸村は、「近在」と称して七里～八里の範囲どころか二〇里～三〇里の範囲の諸荷物を受け送つていると指摘している。

この一件は、享保一八年（一七三三）六月に布施村側の勝訴の形で「近在」をどう捉えるかのついて、次のような判断がなされている。「奉請取候御差紙之事」には、

……（前略）……先裁許ニ近在荷物附送り候様ニ有之所、近国荷物ヲ近在同前ニ附送り候段先裁許を相背き候、近在と有之者道法四五里之間附送り可申筋之処、不届キ之旨以之外御しかり有之、近在と申儀者道法四五里之間を可附送旨被聞奉承知候由、瀬戸村名主、組頭、百姓代へ急度被仰渡堅奉畏候由得心之上、印形差上書仕候……（後略）……³⁸

として、「近在」とは、四里～五里の範囲をする旨を申し渡されている。

この享保一八年（一七三三）の裁決により、享保九年（一七三四）の裁決において曖昧になつていた「近在」についての判断がなされ、両村を含めて中利根川一帯で布施一加村・流山ルートが遠国付け送りの権利を公認されたと言えよう。実際にその後、すぐに瀬戸村はこの裁許を無視する形で常陸国水戸領の煙草荷物を受け送り、これが布施村に発覚した一件が起ころが、この時には、「相渡シ申証文之事」として、

……（前略）……此度ハ御慈悲を以只今迄付送リ候儀者御免被遊候旨、近

在と申儀ハ道法四五里之間と被為仰聞奉承知候段、私共得心之上口書証文
差上ケ候、然所ニ此度水戸領荷物付送り候儀ハ御評定所ニ罷出候ても一言
之申開き無之奉誤り候より外無御座候……（後略）……⁽³⁹⁾
と、平謝りに謝るという形に終始せざるを得なくなつたわけである。

おわりに

実際に布施河岸で起こつた新道・新河岸争論を年代別に区分してみると表1
のようになる。

一八世紀の前半に一二件もの争論が発生しており、元禄・明和期ということ
で捉えれば一六件にもなる。

西暦	発生件数
1700年以前	0
1701年～1750年	12
1751年～1800年	8
1800年～1850年	6
1851年以降	1
計	27

表1 年代別争論発生件数一覧
『柏市史資料編6』より作成

また、時代が経るに従つて争論
件数が減つている。寛政一二年（一
八〇〇）以降は六件となり、嘉永
四年（一八五二）以降となると一
件となる。

この関宿を頂点として利根川と
江戸川に挟まれた地域では、近世
中期には、駄賀馬稼ぎという農民
的品目流通の発達にともない、舟
運と陸運が連携した形での輸送シ
ステム⁽⁴⁰⁾ができるがつており、布

施・加村ルートはその嚆矢であつたと考えられる。そして境通り六ヶ宿のよう
な旧来の特權的・幕藩体制的な宿駅輸送システムと対立し、これらを凌駕して
いつたものと考えられる。しかし、新しく台頭していく新道新河岸に常に競争
を挑まれ続けてきたというのが実態である。布施村より北に位置する瀬戸村な
どでも陸路の距離が、布施・加村より短いということから新道新河岸の設立が
おこるのは自然なことである。それに対しても布施村は公認という「お墨付き」
を通して、その権益の維持に努めようとするわけである。従来、このルートは
享保九年（一七二四）をもつて公認とするのが通説であるようであるが、享保

九年の裁決では、「近在」に対する判断が曖昧であり、近隣諸村である瀬戸村や
木野崎村などに共通認識を持たせる意味での「近在」の判断が再び評定所の裁
決を経て下されるのは、享保一八年（一七三三）であった。實際にはこの裁決
が下された後も争論は絶えず起つてゐる。しかし、それらの行為は違法行為
としての認識のもとに行つてゐるという点でそれ以前の付け送り行為とは、異
質のものであると考えられる。こうして布施河岸の権利は争論を経て確立し、それが
遠国付け送りの河岸であるという立場が周辺部の農村に浸透していき、それが
争論件数の減少になって現れたものと考えられる。

また、この時期以降の新道新河岸の設立への策動の主体が瀬戸村などの村々
から領主層や江戸・他領商人へと変化しているのもこうした「公認」による制
限が影響していると考えられる。その意味で、前述した北原氏による時期区分
について、享保一八年（一七一六）を境に、第一期は中利根川流域の近隣諸村と
の争い、第二期は江戸町人や他領商人の台頭に特色があると指摘されているが、
これも布施村・加村ルートの「公認」により、他村に新道・新河岸設立への締め
つけが厳しくなつたため、策動主体が江戸商人や生産地商人、あるいは領主層を
巻き込んだ広範なものにならざるを得なかつたものと解釈することもできる。
最後に河岸というものは、漁港のように地理・地形上の好条件を有する場所
に建設されるものではなく、運送主体である村にとって都合のよい場所に、語
弊があるが簡単に設営できるものではなかつたのか。そうしたことでも新道新河
岸の設立に大きな影響を与えていたと考えられる。

註

- (1) 後藤敏家文書『柏市史資料編6』（柏市教育委員会 一九七一年）、以降『柏市史
資料編6』と記載する。
- (2) 「諸船回漕令状」（『徳川禁令考』）
- (3) 川名登『近世日本水運史の研究』（雄山閣 一九八四年）一六九～一七八頁
- (4) 川名登、前掲書、一八六～二〇〇頁
- (5) 元禄期の河岸吟味では、関宿を中心として、利根川筋では、境河岸、長谷河岸、取
手河岸、小堀河岸、布川河岸が、江戸川筋では西宝珠河岸、金杉河岸、流山河岸が、
鬼怒川筋では、新宿河岸、水海道河岸、中妻河岸が記載されている。

- (6) 布施村は慶長年間に旗本内藤四郎左衛門領に、万治年間に旗本天谷左衛門領に、元禄一四年(一七〇〇)に本多伯耆守正永の所領になっている。その後、本多伯耆守政矩の時に駿河田中城(静岡県藤枝市)に移ったが、そのまま本多氏領として明治を迎えている。(『柏市史 近世編』二三九頁参照)
- (7) 丹治健蔵『関東河川水運史の研究』(法政大学出版局 一九八四年)五八〇六〇頁
- (8) 丹治健蔵、前掲書、六七〇七〇頁
- (9) 『柏市史資料編六』八六頁
- (10) 『柏市史資料編六』八八頁
- (11) 『柏市史資料編六』八八〇八九頁
- (12) 『柏市史資料編六』九〇頁
- (13) 『柏市史資料編六』九〇頁
- (14) 『柏市史資料編六』九一頁
- (15) 『柏市史資料編六』九二頁
- (16) 『柏市史資料編六』九五頁
- (17) 『柏市史資料編六』九五〇九六頁
- (18) 『柏市史資料編六』九六頁
- (19) 『柏市史資料編六』七九頁
- (20) 『柏市史資料編六』八〇頁
- (21) 『柏市史資料編六』八〇頁
- (22) 『柏市史資料編六』九六頁
- (23) 『柏市史資料編六』九八頁
- (24) 『柏市史資料編六』九八頁
- (25) 『柏市史資料編六』九九頁
- (26) 北原糸子「河岸機構と村落機構—利根川の一陸付河岸を中心として—」(『茨城県史研究』二〇号 一九七一年)所収
- (27) 『柏市史資料編六』一〇〇頁
- (28) 『柏市史資料編六』一〇一頁
- (29) 体系日本史叢書二四『交通史』(山川出版社 一九七〇年)一〇六一一一頁、児玉幸多編『日本交通史』(吉川弘文館 一九九一年)
- (30) 『柏市史資料編六』一〇二頁

(客員研究員)

- (31) 『柏市史資料編六』一〇二頁
- (32) 『柏市史資料編六』一〇一〇一〇三三頁
- (33) 『柏市史資料編六』一〇三頁
- (34) 『柏市史資料編六』一二二頁
- (35) 『柏市史資料編六』一二三頁
- (36) 『柏市史資料編六』一二四頁
- (37) 『柏市史資料編六』一二四頁
- (38) 『柏市史資料編六』一二五〇一二六頁
- (39) 『柏市史資料編六』一三一頁
- (40) 松丸明弘「利根川・江戸川流域における近世交通史の諸問題—利根川・江戸川の狭地域における輸送機構を中心にして—」(『千葉県立関宿城博物館研究報告第四号』二〇〇〇年)
- (41) 北原氏、前掲論文、二一〇二二頁